【様式1】※技術者の兼務を予定している場合のみ提出

年　　月　　日

技術者の配置に関する仮届出書

（　発注者　）　様

受注者　住所

氏名

　下記に示す当該工事で技術者の兼務を予定しているため、その内容について届け出ます。

なお、兼務にあたっての要件に適合せず、事後において技術者を配置できないこととなった場合、指名停止等の対象となる可能性があることを了知しています。

記

**○当該工事に関する事項**

|  |  |
| --- | --- |
| 工事名 |  |
| 当初契約額（税込） |  |

**○技術者の兼務にあたって適用する制度**

　適用する制度について左欄をチェックし、右欄の全ての要件に該当するか確認してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 適用する制度（該当の□にチェック） | 事前確認（全ての要件に該当するか確認し、□にチェック） |
| [ ] 専任特例1号 | [ ] 兼務する建設工事の請負代金額は、1億円（建築一式では2億円）未満である。[ ] 現場間の移動時間はおおむね２時間以内である。（移動手段は自動車に限定し、有料道路は使用しない。）[ ] 兼務の件数は当該工事を含め2件である。[ ] 連絡員は同種業務で1年以上の実務経験を要する。[ ] 工事現場の施工体制を、情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じる。[ ] 工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器を設置し、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境を確保する。[ ] 応札額は、履行確実性確保価格未満となっていない。 |
| [ ] 専任特例2号 | [ ] 兼務する工事の当初契約金額の合計が3億円未満である。[ ] 監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な3カ月以上の雇用関係にある。[ ] 現場間の移動時間はおおむね２時間以内である。（移動手段は自動車に限定し、有料道路は使用しない。）[ ] 兼務の件数は当該工事を含め2件である。[ ] 監理技術者補佐は他と兼務していない。（当該工事の現場代理人との兼務は除く。）[ ] 監理技術者補佐の資格要件を確認している。[ ] 兼務する工事での役割は、どちらも監理技術者である。（主任技術者ではない。） |
| [ ] 専任の主任技術者の兼務（建設業法施行令第27条第2項） | [ ] 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が求められる工事、又は、相互に調整を要する工事（例：資材の調達を一括で行う、工事の相当の部分を同一の下請で施工する等）である。[ ] 工事現場の相互の距離が10km程度に近接している。[ ] 兼務の件数は当該工事を含め2件である。 |
| [ ] 国の技術者マニュアル三(２)④による監理技術者の兼務 | [ ] それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である。 |
| [ ] 営業所技術者等の専任現場兼務（建設業法第26条の5） | [ ] 当該営業所において締結された工事である。[ ] 兼務する建設工事の請負代金額は、1億円（建築一式では2億円）未満である。[ ] 営業所から工事現場までの移動時間はおおむね２時間以内である。（移動手段は自動車に限定し、有料道路は使用しない。）[ ] 兼ねる工事現場の数は1件である。[ ] 連絡員は1年以上の実務経験を要する。[ ] 工事現場の施工体制を、情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じる。[ ] 工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器を設置し、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境を確保する。[ ] 応札額は、履行確実性確保価格未満となっていない。[ ] 営業所技術者等は、当該請負業者と直接的かつ恒常的な3カ月以上の雇用関係にある。 |

※事前確認の他、関連通知の適用要件についても確認すること。

※「専任特例1号」「営業所技術者等の専任現場兼務」については、契約締結後に、「現場代理人決定通知書」の提出と同時に「人員の配置を示す計画書」【様式3】を提出すること。

※「専任特例2号」については、契約締結後に、「現場代理人決定通知書」の提出と同時に「専任特例2号に関する届出書」【様式2】を提出すること。

※「専任の主任技術者の兼務」「監理技術者制度運用マニュアル三（2）④による監理技術者の兼務」については、現場代理人決定通知書を提出する前に、兼務承諾協議書による協議を行い、承認を得ること。